

令和6年度

第3回

上越市地域公共交通活性化協議会  
議案書

日 時	令和6年8月22日(木) 午後1時30分から
会 場	市役所 木田第一庁舎 401 会議室

## 第2次上越市総合公共交通計画に基づく令和5年度 バス路線（市営バス）の評価について

### 1 要旨

第2次上越市総合公共交通計画において、バス路線は毎年度1便当たりの利用者数を基準とした評価を行うこととしており、市営バスにおける令和5年度の実績が確定したことから、評価結果について協議するもの。

なお、路線バス・乗合タクシーの評価結果については、令和5年度第9回の協議会において協議済み。

### 2 評価対象期間

令和5年4月～令和6年3月

### 3 評価方法

評価対象期間中の1便当たりの利用者数（年間の利用者数÷年間計画運行回数）を基準に評価を行う。

1 便当たりの利用者数	評価	
	幹線	支線
0.9人以下	運行の効率化	路線廃止・互助への転換
1.0～4.9人		運行形態の転換等
5.0人以上	現状維持	現状維持

※ 市営バスはすべて支線。牧区については、予約運行分の評価方法が定まっていないことから、定時便のみ評価している。

### 4 評価結果

各路線の評価結果は、資料1（資料P1）のとおり。

## 地域公共交通利便増進実施計画について

### 1 趣 旨

当市の地域公共交通計画（＝後期再編計画）に定めた公共交通ネットワークの再編を着実に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）に規定する「地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業<sup>※1</sup>」という。）」を実施することとし、同法に規定する「地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画<sup>※2</sup>」という。）」を策定するもの。

※1 利便増進事業 … 地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業のこと

※2 利便増進計画 … 地域公共交通計画に利便増進事業に関する事項を定めた地方公共団体が作成するもの

### 2 利便増進計画を作成するねらい

- (1) 国の支援を活用した路線の維持・確保 … 国庫補助制度における優遇措置
- (2) 手続きのワンストップ化（事業計画等提出の一本化） など

### 3 利便増進計画の主な記載事項

「実施区域」「事業の内容・実施主体」「地方公共団体の負担額」「実施予定期間」「事業実施に必要な資金の額・調達方法」「事業の効果」「関連事業（利用促進策など）」等

### 4 対象の路線等及び実施予定期間(案)

No	地区	路線等	実施予定期間	摘要
1	板倉区	予約型コミュニティバス	R7.4～R10.3	利便増進計画の策定時に記載
2	名立区	予約型コミュニティバス	R8.4～R10.3	
3	吉川区	予約型コミュニティバス	R9.4～R10.3	記載すべき事項の決定時に記載
4	金谷区	予約型コミュニティバス	R9.4～R10.3	（当初計画の変更を予定）
5	合併前の上越市ほか	上越大通り線、上越病院線、直江津・浦川原線、南川線、名立線 ほか	未定 （労災病院閉院にあわせる）	病院閉院に伴う見直しに合わせて記載

### 5 策定に向けたスケジュール(案)

年月 項目	R6								R7		
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
活性協	●8/22 計画の作成について（以降、必要に応じて協議） ○板倉区：運行計画(案)の承認 ○板倉区：運行事業者の選定 ○板倉区：運行計画の報告 ●計画(素案)承認 ●計画(案)承認										
作業	●計画書作成 → ●計画策定										
協議	●事業者/運輸局協議(随時) ●関係事業者との協議										
手続き	●認定申請 ●認定										

※R6 年度中の認定申請を目指す。⇒ R7 年7月に取りまとめる「地域間幹線/地域内フィーダー系統確保維持計画」に反映

## 浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスについて

## 1 要旨

中山間地域に暮らす高齢者の通院や買物、高校生の通学において、利用しやすい移動手段を確保するため、浦川原区と大島区において令和6年4月から実証運行を実施している予約型コミュニティバスについて、令和6年10月1日から本運行に移行する。

また、本運行に併せ、両区のバスの乗換地点を設けるため、浦川原区予約型コミュニティバス運行区域を拡大することについて協議するもの。

## 2 実証運行の結果

**資料3**（資料P5,6）のとおり

## 3 本運行への移行

実証運行の結果を踏まえ、浦川原区は利用が増加し、大島区は新規利用者が増加傾向にあり、今後も利用の増加が見込まれることから、基本的な運行内容は現状を維持した上で、10月より本運行に移行する。なお、今後も利用者数や利用者へのアンケート等で利用実態を把握し、より地域の需要に即した運行内容とするための改善を図っていく。

## &lt;現在の運行内容&gt;

項目		浦川原区(東頸バス株)	大島区(東頸バス株)
運行	運行区域	浦川原区全域	大島区全域
	根拠法令	道路運送法第4条 (一般旅客自動車運送事業)	道路運送法第79条 (自家用有償旅客運送)
	運行日	平日 (土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く)	月曜～土曜 (日曜、祝日及び年末年始を除く)
	運行時間	午前6時30分～午後7時30分	午前7時20分～午後7時30分 (定時便あり)
	乗降場所	停留所	
	運賃	200円(小児100円、未就学児無料、障害者割引あり)	
	支払方法	現金、回数券、定期券	
予約	予約方法	電話・WEB(オンデマンド交通システム「コンビニクル」を活用)	
	受付日	電話は平日(祝日及び年末年始を除く)、WEBは毎日	電話は平日(祝日及び年末年始を除く)、WEBは毎日 ※ただし、土曜日利用に関しては電話予約のみ
	受付時間	午前7時～午後7時	
	受付期間	乗車を希望する日時の10日前～当日の1時間前	
	キャンセル	乗車時間の1時間前まで	
	上限数	1人当たり10件まで	

#### 4 浦川原区予約型コミュニティバスにおける運行区域の拡大について

現在、浦川原区と大島区双方の予約型コミュニティバスを乗り換えるための停留所が無いことから、浦川原区予約型コミュニティバスの運行範囲に「青空市場前」を追加し、バスを乗り継げるようにすることで、利便性の向上を図るもの。

(1) 運行区域図（案）

資料4（資料P7）のとおり

(2) 実施予定日

令和6年10月1日（火）

(3) 運行区域の拡大について、ご承認いただいた後、会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。

#### 5 予約型コミュニティバスに関する今後の予定

令和6年3月策定の「第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）」に記載のとおり、令和7年度に板倉区、令和8年度に名立区、令和9年度に金谷区と吉川区での導入に向けて協議・検討を進めていく。

## 第 2 回上越市地域公共交通運賃等協議会協議事項、協議運賃路線における特別運賃の設定について

### 1 要旨

令和 6 年度第 2 回上越市地域公共交通運賃等協議会で協議を行った結果について報告するもの。

### 2 協議事項（書面開催：令和 6 年 7 月 26 日（金）から 8 月 1 日（木）まで）

議案第 1 号 協議運賃路線における特別運賃の設定について（頸城自動車株式会社）  
協議運賃路線における特別運賃の設定について（くびき野バス株式会社）  
協議運賃路線における特別運賃の設定について（頸北観光バス株式会社）  
協議運賃路線における特別運賃の設定について（頸南バス株式会社）

※事前に行った意見募集で寄せられた意見は 0 件だった。

### 3 特別運賃を設定する事業の概要

#### (1) 事業名

バスの日フェスタ 2024 における「ワンコイン」バス乗車体験キャンペーン

#### (2) 概要

頸城自動車(株)では、市民がバスに慣れ親しむ機会を提供し、将来のバス利用につなげることを目的に、9 月 20 日の「バスの日」にちなんで「バスの日フェスタ」を開催している。バスの日フェスタ当日は、会場への移動のほか市内の移動にバスを利用してもらうために、例年市内路線バス及び市営バスにおいて特別運賃を設定している。

#### (3) 対象路線

資料 5（資料 P9）のとおり

#### (4) 特別運賃設定額

大人 1 乗車 100 円、小児 1 乗車 50 円

#### (5) 実施予定日

令和 6 年 9 月 14 日（土）

### 4 協議結果

全委員が「異議なし」と回答したことから、上越市地域公共交通運賃等協議会設置規程第 7 条 3 項に基づき、原案のとおり承認された。

### 5 その他

- ・議案の承認後、上越市地域公共交通運賃等協議会設置規程第 9 条 2 項に基づき、各交通事業者に対して協議が調ったことの証明書を発行した。
- ・資料 5（資料 P9）に記載した系統以外の全バス路線（市営バスを含む）についても、上記の内容で特別運賃を設定する。